

商法 出題の意図

設問1

株主への招集通知（会社法299条）の欠缺が、株式交換の無効原因となるかについての検討を求める設問である。

株式交換無効確認訴訟（828条1項11号）において無効原因は法定されていない。学説では、重大な手続上の瑕疵が無効原因になると解されている。特定の株主を排除する目的で株主総会招集通知を送らず総会から排除することは、単なる招集通知送付を懈怠したというにとどまらず、対象株主の議決権を意図的に妨害するものであり、手続上の瑕疵として重大であると評価できる。

設問2

会社合併の際の株式買取請求権の買取価格（会社法785条、797条、806条）について、裁判例を踏まえた説明を求める設問である。

株式買取請求権は、組織再編に反対する株主に対して、公正な価格を保障して会社からの退出機会を提供するために設けられた制度である（最決平成23年4月19日民集65巻3号1311頁）。株式買取価格は、買取請求権行使日を基準として（最決平成23年4月19日民集65巻3号1311頁など）、合併による企業価値が増加した場合には当該増加価値が公正に分配された価格（シナジー反映価格）（最決平成24年2月29日民集66巻3号1784頁）、合併により企業価値の増加がない場合には当該合併をなかったと仮定した場合に想定される価格（ナカリセバ価格）（最決平成23年4月19日民集65巻3号1311頁、最決平成23年4月26日判時2120号126頁）となる。